前橋市役所
第五十號
前橋市柳町一番地
発行兼編集人　前橋市秘書課　松田徳一
発行所　前橋市役所　道路係
編集所　前橋市新宅町　出版部
印刷所　前橋市上毛新聞社

# 選挙資格の申告

## 九月十五日現在で　もれなく致しましょう

公職選挙法により、毎年九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿を作るための資料として、今年も九月十五日現在で該当の各世帯から選挙資格の申告をしていたゞくことになりました。申告用紙は駐在員を通じ各世帯に配布されますから、次の事項に御留意の上、もれなく申告して下さい。特に今年は、学生、生徒についての申告が、郷里でする場合と居住地でする場合とに二タ通りに分けられましたので、この点よく御注意の上、貴重な権利が無駄にならないように、追つて選挙のある前に補充選挙人名簿をつくりますから、その時三カ月以上になつていたら申請して下さい。

## 申告の仕方

### 特に學生、生徒に御注意

❶選挙資格は、今年の十二月二十日で二十歳以上（昭和八年十二月二十一日以前生）の者で、今年の九月十五日現在で三カ月以上（今年の六月十六日以前から）引続き前橋市内に住所を有する者（外国人を除く）は漏れなく申告して下さい。但し公職選挙法第十一条に該当するものは除くこと。（後記参照）

❷病院、療養所に入院加療中の者、未帰還、出稼、旅行、罹災等のための一時的不在者であつても選挙資格のある者は家族の方から洩れなく申告して下さい。但しこの場合は申告書の備考欄にその旨記載して下さい。

❸寮又は寄宿舎等に住所を有するものは、その管理者から一括申告する等適宜の措置をとつて下さい（学生生徒については次の通り）

❹修学のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒の住所については、次のとおりになりましたので申告に際しては遺漏のないように御注意下さい。

（イ）学資の大半を郷里から仕送りを受け、休暇等に帰省するものの住所は郷里にあるにつき郷里で申告して下さい。

（ロ）居住地において主として自己の収入によつて生計を維持している者の住所は、他に生活の本拠があると認められる事情のない限り、寮、寄宿舎、下宿等にありますので、その居住地で申告して下さい。

（ハ）学生、生徒は職業欄にその旨明記して下さい。

❺住所地は何町何番地と、本籍は何都道府県、何郡市、何町村大字何々何番地と記入して下さい。但し住所地と本籍とが同一場所の場合は一方を省略しても差支えありません。

❻氏名は戸籍の氏名と同一字画を以て正しく明瞭に誰にでもよく読み得るように書いて下さい。字体不明瞭のため往々誤字、脱字を生じ、名簿調製に非常に手数がかゝりますから特に御注意願います。

❼生年月日は「大正12、9、15」又は「大正一二、九、一五」のように記入して下さい。

❽性別は、男子は男の欄に、女子は女の欄に夫々記入し、男女混記しない様に注意して下さい。

❾前橋市に住所を定めた年月日欄には、初めて前橋市内に住所を定めた年月日を「昭和24、11、5」又は「昭和二四、一一、五」のように書き、出生以来本市内に住所を有する者であつても省略しないようにして下さい。

❿申告書記入にはインキ又は墨汁を使い、鉛筆で書かないようにして下さい。

**参考**　公職選挙法（抄）第十一条左の各号に掲げる者は選挙権、被選挙権を有しない。

一、禁治産者

二、禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者

三、禁こ以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪び外の、犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く）この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については第二百五十二条の定めるところによる。（市選挙管理委員会）

## 観光美術展を

### 十一日から三日間開催

毎年開催している本市主催の観光美術展覧会を、今年も九月十一日（金）十二日（土）十三日（日）の三日間、毎日午前九時から午後四時半まで貿易会館で開催致します。出陳する作品は、市内の小、中学校、高等学校の生徒児童が暑中休暇中に描いたもので、来る八日市役所で審査の上入選を決定して飾り付けることになつて居り、生徒児童の方はもちろん、父兄の方々も、せひお出掛け下さる様希望いたします。（商工課）

## 市民排球大會

### 來る二十日第三中で

第八回市民バレーボール大会が、来る二十日（雨天の場合二十三日）第三中学校で挙行されます。その要項は次の通りですから、多数御参加下さる様希望いたします。

❶主催＝前橋市教育委員会、前橋市体育協会、前橋バレーボール協会。

❷参加資格

1、前橋市内に居住勤務する者で編成した実業チーム。

2、市内に居住、通学の高校以上の学生で編成した学生チーム、定時制学生は此のチームに属して出場出来る。

❸試合

一般男子A級、B級、一般女子、高校男子、高校女子の各別として組合せ試合を行う。

❹組合せ

参加チームの代表会議で決定する。

❺申込み

1、締切九月十七日正午迄必着。

2、申込先市役所（臨江閣）教育委員会教育課社会体育係宛。

（教育委員会）

## 公園動物園に鶴と鹿

市公園（ラジオ塔下）の小動物園は、七月に水禽小屋が完成以来、各方面から「あひる」その他の寄附があり、毎日ヨイコの見物が多く賑わつていますが、このほど市で購入した「つる」一つがいが八月二十五日に到着し人気をあつめています。なお市で購入した鹿の親子二頭も先日到着し、鹿は合計三頭になりました。（土木課）

## 前橋競輪

**九月**　第一節八月三十日（日）、三十一日（月）、九月一日（火）

第二節九月四日（金）、五日（土）、六日（日）

**十月**　第一節二十四日（土）、二十五日（日）、二十六日（月）、

第二節三十日（金）、三十一日（土）、十一月一日（日）

市営競輪九月、十月の開催日割は次の通りです。（商工課）

納税は日掛、月掛、心がけ

# 愛兒の命取り

## 百日咳を防ぎましよう

百日咳の予防接種が始まりました百日咳は油断をするとお小さい方の命取りになり、命取りにならないでも、お小さい方を大変苦しませる病気ですから、該当者をお持ちの方は、ぜひ接種を受けるようにして下さい。接種の対象、日時、場所、その他くわしいことは次の通りです。

一、対象＝

1、初回免疫　昭和二十七年五月一日より昭和二十八年四月三十日迄の間に出生した者（人員九五六名）

2、追加免疫　昭和二十六年六月二十一日より昭和二十七年四月三十日迄の間に出生した者で昨年三回接種した者（人員一六六二名）

二、接種日時、場所、地域＝場所は各小学校、地域は同通学区域です。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一回 | 八月三十一日 | 九月一日 | 同 | 二十二日 | 同 | 十四日 |
| 第二回 | 九月二十一日 | 同二日 | 同 | 二十四日 | 同 | 十五日 |
| 第三回 | 十月十三日 | 同三日 | 同 | 二十五日 | 同 | 十六日 |
| | | 同四日 | 同 | 二十八日 | 同 | 十九日 |
| | | 同七日 | 同 | 二十九日 | 同 | 二十日 |
| | | 同八日 | 同 | 三十日 | 同 | 二十一日 |
| | | 同九日 | 十月一日 | 同 | 同 | 二十二日 |

| 時間 | 場所 |
|---|---|
| 午後一時より三時 | 桃井校 |
| | 城南校 |
| | 天川校 |
| | 中川校 |
| | 城東校 |
| | 若宮校 |
| | 敷島校 |
| | 岩神校 |

三、接種費＝予防接種法第二十三条の規定により実費として徴収する金額は次の通りです。

初回免疫　七五円
追加免疫　二五円

四、接種費の徴収方法＝接種当日該当者は配付されてある予防接種通知書を会場へ持参、受付へ提出すると同時に接種費を納入する（初回免疫該当者は接種の都度各二十五円ずつを納入する）但し経済的理由によりその費用を負担する事が困難であると認めた者については衛生班長の申請により免除されます。

（衛生課）

# 15日 としよりの日に◇◇ 敬老慰安演藝大會

## 高齢者約二千四百名を招待

〃としより〃を敬いましよう＝今年も九月十五日（火）の「としよりの日」に、市では市内の七十才以上の高齢者約二千四百名をお招きして敬老慰安演芸大会を群馬会館で催しますが、会は午前と午後の二回にわけ

午前の部　九時から午後〇時半まで（受付開始八時半）

午後の部　二時から五時半まで（受付開始一時半）

とし、当日は市長、市福祉協議会長、市議会議長の挨拶や祝辞があり、高齢者にお祝品を贈り、いろいろな演芸があります。当日お招きする高齢者中、最高齢者は九十四才、次は九十三才で、九十才以上の方々は次の五氏です。

高田町　二天　井上佐金吾氏（九四）
北曲輪町四一　野中　かの氏（九三）
国領町　三美　小川　よて氏（九三）
百軒町　七　鈴木　きく氏（九三）
田町　六一　森田　とき氏（九四）

（厚生課）

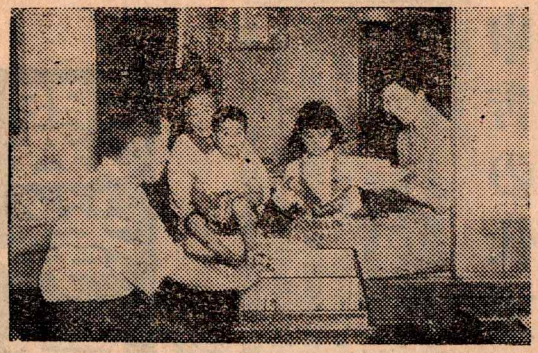

# ×××燈下親しむ秋×××

## 家庭文庫利用のお勧め

前橋市立図書館が六月一日より開始した家庭訪問文庫は非常な好評を博し三ケ月を経ずして利用者は四に七百三十戸に達し（八月二十日現在）更に涼風と共に申込が日増しに増える見込です。七月中の利用状況は

◇利用申込者男女別＝男三五九名女二七七名、計六三六名

◇職業別＝家庭婦人一六六名自由生業三九名、農工商一四六名、教員三三名、勤労者一一八名、学生四名、公務員八一名、無職四九名、

◇閲覧冊数＝総記七六冊、精神生活一一一冊、歴史、伝記、地誌、紀行一九四冊、社会三六二冊、自然科学七五冊、工学、家庭一四四冊、産業五七冊、芸術、運動、娯楽一一四冊、語学二八冊文学二、五〇七冊、計三、六六八冊、

なお家庭文庫の御利用をなさりたい方は、御遠慮なく市立図書館へお申込み下さい。

写真は家庭文庫の係員の家庭訪問（市立図書館）

## 水道流末工事請負合格者（第二回）

水道工事は市で行うほか、前号で実施しましたが、第二回分の合格者は次の通り決定しました。第三回の合格者については、更に次号でお知らせ致します。今後水道工事は、市に直接にお申込みになるか、この試験の合格者のところへお申込み下さい。

▽田中町八九番地　前橋水道株式会社　取締役社長　安立敏夫
▽岩神町六六一番地　山波才吉
▽曲輪町五一番地　矢尾板工業所　矢尾板長平
▽琴平町二〇一番地　株式会社和田ポンプ店　取締役社長　和田守治
▽萩町二二九番地　酒井工業株式会社　取締役社長　酒井信江
▽一毛町一九五番地　小暮工業所　小暮春雄
▽前代田町一九番地　片桐鉄工所　片桐　清

（土木課）

## 市民レコード鑑賞會

十日開催

市教育委員会、前橋市立図書館主催の市民レコード・コンサートは毎月十日実施し本市唯一の定期鑑賞会として、市民同好者多数に親しまれ、毎回盛況裡に過して参りました。次回（九月十日）は待望の音楽シーズンを迎えますので次の如く充実した曲目をそろえ、解説も木暮一夫氏にお願致しました。皆さんのお来聽を歓迎致します。

❶日時　九月十日（木）午後五時半より

❷場所　前橋商工会議所旧講堂

❸曲目　1、セロ独奏　白鳥サンサーンス作曲（グリユンメル）　ニーナ　ペルゴレーゼ作曲（グリユンメル）2、歌唱指導「ニーナの死」3、ピアノ協奏曲第一ハ長調作品5番（L・P）ベートーヴェン作曲4、ヴァイオリン協奏曲　ニ長調作品七七番（L・P）ブラームス作曲

（市教育委員会、図書館）

## 農業改良普及事務所

### 天川原町に移轉

前橋地区農業改良普及事務所は、従来県立農業試験場内に設けてありましたが、今回天川原町六七一番地（片倉乾繭所南）に市農業協同組合事務所の新築と同時に併置され八月中移転しました。この普及事務所は前橋市を始め、勢多郡上川淵、下川淵、木瀬村の一市三カ村を分担し次の通り農業に関する各種の指導、相談に応じ、又巡回指導も致しますから、農家の方方が、進んで御利用下さる様希望致します。なお同所の電話は二、四〇四番（農協）を御利用下さい

▽農業経営、生活改善、一般農事▽土壌肥料▽畜産一般▽青少年育成▽園芸、病害虫以上についての指導相談　（農政課）

## ユネスコ講演會

### 石垣女史講演

市立図書館とユネスコ協力会主催のユネスコ講演会を来る十三日（日）午後一時半紅葉町県立女子高校講堂で開催、講師は評論家石垣綾子女史で一般の来聽を歓迎します。